

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出

(障害福祉課)

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(同)

○公有水面埋立ての免許(二件)

(河川課)

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について

四

収用委員会

○長塩谷立神地区海岸事件審理の開催

四

○石巻広域都市計画南浜津波復興祈念公園4号事件公示送達

四

告 示

○宮城県告示第五百七十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和元年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
四五〇七〇〇三八〇	And You わくわくハウス 名取市増田五一	放課後等デイサービス	一般社団法人 悠優会	平成三十一年 四月三十日

五

四五二六〇〇二七	Qキャンブ富谷 富谷市成田四十九	放課後等デイサ ービス/児童発 達支援	株式会社マナ ライブ	令和元年六月 三十日
----------	---------------------	---------------------------	---------------	---------------

○宮城県告示第五百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市本吉町九多丸一五の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び気仙沼市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第五百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百七十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

令和元年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成三十一年三月二十日

二 免許を受けた者の名称

石巻市

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

石巻市渡波字屋敷浜六番二に隣接する公有水面

(二) 区域

次に掲げる(イ)点から(レ)点までを順次結んだ線及び(イ)点から(イ)点を結んだ線により囲まれた区域

域

基点 復旧・復興補助基準点二B〇二六 北緯三八度二四分五一秒東経一四一度二四分一八

秒の地点

(イ)点 北緯三八度二四分五一秒九七一〇東経一四一度二四分一六秒一八二八の地点

(ロ)点 北緯三八度二四分五二秒〇三〇九東経一四一度二四分一六秒一六三三の地点

(ハ)点 北緯三八度二四分五二秒七八九九東経一四一度二四分一五秒八二六八の地点

(ニ)点 北緯三八度二四分五二秒八〇八〇東経一四一度二四分一五秒七九九〇の地点

(ホ)点 北緯三八度二四分五二秒八五二四東経一四一度二四分一六秒六六三八の地点

(ヘ)点 北緯三八度二四分五二秒八八八〇東経一四一度二四分一七秒〇七七九の地点

(ト)点 北緯三八度二四分五二秒九九三二東経一四一度二四分一七秒八九三四の地点

(チ)点 北緯三八度二四分五三秒一一四六東経一四一度二四分一八秒六六四六の地点

(リ)点 北緯三八度二四分五三秒三七〇九東経一四一度二四分一〇秒二九二六の地点

(ヌ)点 北緯三八度二四分五二秒九五七九東経一四一度二四分一九秒九七三四の地点

(ル)点 北緯三八度二四分五二秒三四七一東経一四一度二四分一九秒七八六二の地点

(ヲ)点 北緯三八度二四分五二秒二一八二東経一四一度二四分一九秒六四四六の地点

(ワ)点 北緯三八度二四分五二秒〇〇〇八東経一四一度二四分一八秒八四一九の地点

(カ)点 北緯三八度二四分五二秒〇三八六東経一四一度二四分一八秒〇〇九一の地点

(コ)点 北緯三八度二四分五二秒〇二四四東経一四一度二四分一七秒一八八九の地点

(ク)点 北緯三八度二四分五二秒〇〇二四東経一四一度二四分一六秒七六六九の地点

(レ)点 北緯三八度二四分五二秒九八四二東経一四一度二四分一六秒三五九三の地点

(注) 座標は、世界測地系による。

(三) 面積 二九〇九・五一平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

石巻市渡波字屋敷浜六番二及び同市渡波字地竹地内の道に隣接する公有水面

(二) 区域

次に掲げる(二)点から(ホ)点までを順次結んだ線及び(ホ)点から(二)点を結んだ線により囲まれた区域

域

基点 復旧・復興補助基準点二B〇二六 北緯三八度二四分五一秒東経一四一度二四分一八

秒の地点

(二)点 北緯三八度二四分五二秒八〇八〇東経一四一度二四分一五秒七九九〇の地点

(A)点 北緯三八度二四分五二秒九三〇八東経一四一度二四分一五秒六一〇六の地点

(B)点 北緯三八度二四分五三秒〇五〇七東経一四一度二四分一五秒一九三三の地点

(C)点 北緯三八度二四分五三秒一二四四東経一四一度二四分一五秒〇三四五の地点

(D)点 北緯三八度二四分五三秒一八五三東経一四一度二四分一四秒六三四一の地点

(E)点 北緯三八度二四分五三秒一四一〇東経一四一度二四分一四秒二三八九の地点

(F)点 北緯三八度二四分五二秒八一九六東経一四一度二四分一三秒七二三三の地点

(G)点 北緯三八度二四分五二秒七四三〇東経一四一度二四分一三秒六六四六の地点

(H)点 北緯三八度二四分五四秒二八八四東経一四一度二四分一二秒九九七九三の地点

(I)点 北緯三八度二四分五四秒四七七二東経一四一度二四分一六秒六五八二の地点

(J)点 北緯三八度二四分五五秒二七七〇東経一四一度二四分二秒〇〇七七七の地点

(K)点 北緯三八度二四分五四秒九八七三東經一四一度二四分二一秒七六〇四の地点
 (L)点 北緯三八度二四分五四秒六七七九東經一四一度二四分二一秒二六六一の地点
 (M)点 北緯三八度二四分五四秒四四〇六東經一四一度二四分二一秒九八三七の地点
 (N)点 北緯三八度二四分五四秒一一九一東經一四一度二四分二一秒七六三二の地点
 (O)点 北緯三八度二四分五四秒〇〇〇七東經一四一度二四分二一秒六九六七の地点
 (P)点 北緯三八度二四分五三秒六〇九三東經一四一度二四分二一秒四七六九の地点
 (Q)点 北緯三八度二四分五三秒三七〇九東經一四一度二四分二一秒二九二六の地点
 (R)点 北緯三八度二四分五三秒一一四六東經一四一度二四分一八秒六六四六の地点
 (S)点 北緯三八度二四分五二秒九三二二東經一四一度二四分一七秒八九三四の地点
 (T)点 北緯三八度二四分五二秒八八八〇東經一四一度二四分一七秒〇七七九の地点
 (U)点 北緯三八度二四分五二秒八五二四東經一四一度二四分一六秒六六三八の地点
 (注) 座標は、世界測地系による。

(二) 面積 八九七九・二九平方メートル

四 埋立地の用途
 道路施設用地

○宮城県告示第五百七十八号
 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

令和元年六月十八日

一 免許年月日 宮城県知事 村 井 嘉 浩
 平成三十一年三月二十日

二 免許を受けた者の名称
 宮城県漁業協同組合

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 1 埋立区域
 (一) 位置
 石巻市渡波字屋敷浜六番二に隣接する公有水面
 (二) 区域
 次に掲げる(イ)点から(フ)点までを順次結んだ線及び(イ)点から(イ)点を結んだ線により囲まれた区域

基点 復旧・復興補助基準点二B〇二六 北緯三八度二四分五一秒東經一四一度二四分一八秒の地点

(イ)点 北緯三八度二四分五一秒九七一〇東經一四一度二四分一六秒一八二八の地点
 (ロ)点 北緯三八度二四分五一秒九八四二東經一四一度二四分一六秒三五九三の地点
 (ハ)点 北緯三八度二四分五一秒〇〇二四東經一四一度二四分一六秒七六六九の地点
 (ニ)点 北緯三八度二四分五一秒九七三一東經一四一度二四分一七秒一八八九の地点
 (ホ)点 北緯三八度二四分五一秒〇三八六東經一四一度二四分一八秒〇〇九一の地点
 (ヘ)点 北緯三八度二四分五一秒〇〇八東經一四一度二四分一八秒八四一九の地点
 (セ)点 北緯三八度二四分五一秒二一八二東經一四一度二四分一九秒六四四六の地点
 (シ)点 北緯三八度二四分五一秒九九五三東經一四一度二四分一九秒三九九一の地点
 (ス)点 北緯三八度二四分五一秒六五七六東經一四一度二四分一八秒〇五〇九の地点
 (セ)点 北緯三八度二四分五一秒四七七四東經一四一度二四分一七秒一五六一の地点
 (ド)点 北緯三八度二四分五一秒三二〇七東經一四一度二四分一六秒九五四七の地点
 (エ)点 北緯三八度二四分五一秒三〇八一東經一四一度二四分一六秒八八〇二の地点
 (フ)点 北緯三八度二四分五一秒三四三八東經一四一度二四分一六秒三八七一の地点
 (注) 座標は、世界測地系による。

(二) 面積 九四七・二六平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置
 石巻市渡波字屋敷浜六番二及び同市渡波字地竹地内の道に隣接する公有水面

(二) 区域
 次に掲げる(イ)点から(フ)点までを順次結んだ線及び(イ)点から(イ)点を結んだ線により囲まれた区域

基点 復旧・復興補助基準点二B〇二六 北緯三八度二四分五一秒東經一四一度二四分一八秒の地点

(イ)点 北緯三八度二四分五二秒八〇八〇東經一四一度二四分一五秒七九九〇の地点
 (ロ)点 北緯三八度二四分五二秒九三〇八東經一四一度二四分一五秒六一〇六の地点
 (ハ)点 北緯三八度二四分五三秒〇五〇七東經一四一度二四分一五秒一九三三の地点
 (ニ)点 北緯三八度二四分五三秒一二四四東經一四一度二四分一五秒〇三四五の地点
 (ホ)点 北緯三八度二四分五三秒一八五三東經一四一度二四分一四秒六三四一の地点
 (セ)点 北緯三八度二四分五三秒一四一〇東經一四一度二四分一四秒二三八九の地点

基点 復旧・復興補助基準点二B〇二六 北緯三八度二四分五一秒東經一四一度二四分一八秒の地点

(イ)点 北緯三八度二四分五一秒九七一〇東經一四一度二四分一六秒一八二八の地点
 (ロ)点 北緯三八度二四分五一秒九八四二東經一四一度二四分一六秒三五九三の地点
 (ハ)点 北緯三八度二四分五一秒〇〇二四東經一四一度二四分一六秒七六六九の地点
 (ニ)点 北緯三八度二四分五一秒九七三一東經一四一度二四分一七秒一八八九の地点
 (ホ)点 北緯三八度二四分五一秒〇三八六東經一四一度二四分一八秒〇〇九一の地点
 (ヘ)点 北緯三八度二四分五一秒〇〇八東經一四一度二四分一八秒八四一九の地点
 (セ)点 北緯三八度二四分五一秒二一八二東經一四一度二四分一九秒六四四六の地点
 (シ)点 北緯三八度二四分五一秒九九五三東經一四一度二四分一九秒三九九一の地点
 (ス)点 北緯三八度二四分五一秒六五七六東經一四一度二四分一八秒〇五〇九の地点
 (セ)点 北緯三八度二四分五一秒四七七四東經一四一度二四分一七秒一五六一の地点
 (ド)点 北緯三八度二四分五一秒三二〇七東經一四一度二四分一六秒九五四七の地点
 (エ)点 北緯三八度二四分五一秒三〇八一東經一四一度二四分一六秒八八〇二の地点
 (フ)点 北緯三八度二四分五一秒三四三八東經一四一度二四分一六秒三八七一の地点
 (注) 座標は、世界測地系による。

(二) 面積 九四七・二六平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置
 石巻市渡波字屋敷浜六番二及び同市渡波字地竹地内の道に隣接する公有水面

(二) 区域
 次に掲げる(イ)点から(フ)点までを順次結んだ線及び(イ)点から(イ)点を結んだ線により囲まれた区域

基点 復旧・復興補助基準点二B〇二六 北緯三八度二四分五一秒東經一四一度二四分一八秒の地点

(イ)点 北緯三八度二四分五二秒八〇八〇東經一四一度二四分一五秒七九九〇の地点
 (ロ)点 北緯三八度二四分五二秒九三〇八東經一四一度二四分一五秒六一〇六の地点
 (ハ)点 北緯三八度二四分五三秒〇五〇七東經一四一度二四分一五秒一九三三の地点
 (ニ)点 北緯三八度二四分五三秒一二四四東經一四一度二四分一五秒〇三四五の地点
 (ホ)点 北緯三八度二四分五三秒一八五三東經一四一度二四分一四秒六三四一の地点
 (セ)点 北緯三八度二四分五三秒一四一〇東經一四一度二四分一四秒二三八九の地点

- (F)点 北緯三八度二四分五二秒八一九六東経一四度二四分一三秒七二三三の地点
- (G)点 北緯三八度二四分五二秒七四三〇東経一四度二四分一三秒六六四六の地点
- (H)点 北緯三八度二四分五四秒二八八四東経一四度二四分一三秒九七九三の地点
- (I)点 北緯三八度二四分五四秒四七七二東経一四度二四分一六秒六五八二の地点
- (J)点 北緯三八度二四分五五秒二七七〇東経一四度二四分二二秒〇〇七七の地点
- (K)点 北緯三八度二四分五四秒八九七三東経一四度二四分二二秒七六〇四の地点
- (L)点 北緯三八度二四分五四秒六七七九東経一四度二四分二二秒二六六一の地点
- (M)点 北緯三八度二四分五四秒四四〇六東経一四度二四分二〇秒九八三七の地点
- (N)点 北緯三八度二四分五四秒一一九一東経一四度二四分二〇秒七六三二の地点
- (O)点 北緯三八度二四分五四秒〇〇七東経一四度二四分二〇秒六九六七の地点
- (P)点 北緯三八度二四分五三秒六〇九三東経一四度二四分二〇秒四七六九の地点
- (Q)点 北緯三八度二四分五三秒三七〇九東経一四度二四分二〇秒二九二六の地点
- (R)点 北緯三八度二四分五三秒一一四六東経一四度二四分一八秒六六四六の地点
- (S)点 北緯三八度二四分五二秒九九三二東経一四度二四分一七秒八九三四の地点
- (T)点 北緯三八度二四分五二秒八八八〇東経一四度二四分一七秒〇七七九の地点
- (U)点 北緯三八度二四分五二秒八五二四東経一四度二四分一六秒六六三八の地点
- (注) 座標は、世界測地系による。
- (二) 面積 八九七九・二九平方メートル
- 四 埋立地の用途
資材置場

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十九号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年六月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二中

「身体障害者療養施設不忘園

白石市大鷹沢大町字若林一三一

障害者支援施設静和園
社会福祉法人聖心会大崎太陽の村
障害者支援施設只越庄
「障害者支援施設只越庄
社会福祉法人聖心会大崎太陽の村
障害者支援施設ふほう
障害者支援施設静和園

巨理郡山元町真庭字名生東七二番地の二
大崎市岩出山下野田字南山一七九番地の一
「大崎市唐桑町字只越三四六番一七
気仙沼市唐桑町字只越三四六番一七
大崎市岩出山下野田字南山一七九番地の一
柴田郡村田町大字沼辺字一本杉一番地一
巨理郡山元町真庭字名生東七二番地の二」

この告示は、令和元年六月十八日から施行する。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第14号

宮城県起業の長塩谷立神地区海岸改修工事（宮城県石巻市北上町十三浜字長塩谷地先海岸地から同市北上町十三浜字立神地内まで）に係る土地収用事件（長塩谷立神地区海岸事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

令和元年6月18日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 日時 令和元年8月2日（金）午後2時から
 - 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎1階 第二会議室
 - 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等
- 宮城県収用委員会告示第15号
- 石巻広域都市計画南浜津波復興折念公園4号事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上での交付を受けてください。
- 令和元年6月18日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 送達すべき書類
令和元年6月11日付け収用外通知文
令和元年6月7日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書
 - 2 送達を受けるべき者
山口 とし子 住所及び常居所不明
- ただし、登記記録上の住所 宮城県仙台市青葉区宮町五丁目293番地1